

新小牧市立図書館の建設方針 答申書(案)

平成 2 9 年 2 月

新小牧市立図書館建設審議会

目 次

はじめに	1
答申書の構成	2
第 1 新図書館建設の基本方針	3
1. 新図書館建設の基本方針	3
2. 各基本方針.....	4
第 2 新図書館の運営方針	6
1. 新図書館に必要な機能とサービス	6
2. 新図書館の資料	7
3. 図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成	9
4. 管理・運営.....	11
第 3 新図書館の建設方針	13
1. 新図書館の建設位置と規模.....	13
2. 新図書館の建設計画	15
3. 開館までの準備	19
4. 事業費	19

はじめに

平成 27 年 10 月 4 日に新小牧市立図書館建設計画に関する住民投票が行われ、「反対」が「賛成」を上回る結果となった。その結果を受け、市は、同計画をゼロベースとした上で、新小牧市立図書館建設審議会（以下「審議会」という。）を設置し、翌年 4 月 13 日付けで、本審議会に「新小牧市立図書館の建設方針」について諮問がなされた。

諮問に際し、教育委員会からは、「審議会において建設に必要と考えられる事項を整理していただいた上で審議していただき、最終的には建設方針としてまとめていただきたい」という諮問事項の補足説明がされた。そのため、審議の進め方から審議会での検討を開始することとなった。

審議の進め方については、協議の結果、平成 21 年 3 月に策定した「新小牧市立図書館建設基本計画書」（以下「基本計画書」という。）は、アンケート・意見交換会・パブリックコメント等により市民の声を反映し、今後の小牧の新図書館像としてこうあるべきとの思いも込めて策定されたものであることから、審議会としては、この基本計画書を審議のベースとして扱い、見直す部分や付け足す部分の検討を行いながら進めることとした。

審議会においては、幅広い視点から慎重に審議を尽くしたが、審議会委員の見解が大きく異なる項目もあった。これは、住民投票が実施された経過や住民投票の結果について様々な捉え方があることに起因するものであり、答申においては、そうした項目は委員の意見を列挙する形とした。

今後、行政においては、本答申を尊重していただくとともに、事業の推進にあたっては、さらに広く市民の声を聴きながら進めていただくことを期待するものである。

答申書の構成

答申書の構成は、審議会において見直しの検討を行った新図書館の「基本方針」とともに、その「基本方針」を踏まえ、管理・運営に関するソフト面をとりまとめた「運営方針」と、設計・建設に関するハード面をとりまとめた「建設方針」に分けることとした。

◆答申書の構成

項目	基本計画書の該当項目
基本方針	第 4 章 新図書館建設の基本方針について
運営方針	第 5 章 新図書館に必要な機能とサービス
	第 6 章 新図書館の資料収集目標
	第 8 章 図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成
	第 9 章 管理・運営
建設方針	第 7 章 新図書館の建設計画
	第 10 章 開館までの準備

第 1 新図書館建設の基本方針

1. 新図書館建設の基本方針（基本計画書第 4 章）

基本計画書第 4 章 新図書館建設の基本方針については、平成 20 年 3 月に策定された「新小牧市立図書館建設基本構想」（以下「基本構想」という。）に掲げられた「みんなの情報と交流のひろば」という基本理念のもと、4 つの基本方針が掲げられているが、新図書館の建設にあたっては、新たに 2 つの基本方針を加え、次の 6 つの基本方針としていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の 11～13 頁に該当

（基本方針）

- 1 すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館
- 2 市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館
- 3 課題解決のための図書館、情報発信のための図書館
- 4 時代の変化に対応できる図書館
- 5 市民参画の機会と場を提供する図書館【追加】
- 6 人が集い、行きかい、まちの活力につながる図書館【追加】

2. 各基本方針

6つの基本方針のうち、既存の4つの方針については、基本構想に記載されている具体的な内容に追加すべき視点を抽出した。また、新たに追加した2つの方針については、大切な視点を記載したため、留意していただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の11～13頁に該当

（基本方針1）すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館

当該基本方針に関し、基本構想に記載されている内容に次の3つの視点を加えることとする。

- ① 市民にとって、居心地の良い場となるように整備します。
- ② 平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則ったサービス提供・施設整備を行います。
- ③ 子どもや高齢者、障がい者など、本館まで足を運ぶことが困難な人のために、身近な各市民センター図書室のレファレンスなど、既存のサービスを今以上にサポートする体制及び環境整備に努めます。そのため、中枢機能を果たす本館には十分な蔵書数を備えるほか、各図書室、えほん図書館との連携がより一層緊密になるよう、各館を結ぶ情報ネットワークの強化及び配本システムの充実を図るとともに、サービスポイントの拡充を検討します。

（基本方針2）市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館

当該基本方針に関し、基本構想に記載されている内容に次の4つの視点を加えるものとする。

- ① 所蔵している貴重な資料のデジタル化を推進します。
- ② 市民の暮らしに関わりが深く、歴史的・文化的に価値のある公文書の収集・保存することを基本とします。
- ③ より多くの方に小牧市の図書館を利用いただくため、利用登録要件の拡大について検討します。
- ④ 小牧ならではのコレクションづくりと合わせ、コレクションを活用した企画・イベントを実施します。

（基本方針3）課題解決のための図書館、情報発信のための図書館

当該基本方針に関し、基本構想に記載されている内容に次の4つの視点を加えるものとする。

- ① 様々な図書館サービスや地域活動等に関する情報を積極的に発信します。
- ② 小牧の歴史・文化・産業の発信地となる図書館を目指します。
- ③ 多くの市民に多様な図書館サービスを利用していただけるよう、サービス内

容のわかりやすい PR に努めます。

- ④ レファレンス専用カウンターを設置します。

（基本方針 4）時代の変化に対応できる図書館

当該基本方針については、基本構想に記載されている内容に次の視点を加えるものとする。

- ① 将来にわたって質の高いサービスを提供しつづけるために、必要な人材を確保するほか、図書館職員としての専門的知識・技術を高める組織・研修体系の整備に努めます。

（基本方針 5）市民参画の機会と場を提供する図書館

当該基本方針については、新たな方針として追加し、次の視点を意識するものとする。

- ① 読み聞かせなどの図書館ボランティアが活動する場を確保します。また、多くの市民や多種多様な団体が、図書館でのそれぞれの活動を通して、自己実現が図れる機会と場を提供します。

（基本方針 6）人が集い、行きかい、まちの活力につながる図書館

当該基本方針については、新たな方針として追加し、次の視点を意識するものとする。

- ① 地域や学校、各種市民団体や経済団体等との連携を深め、様々なニーズに対応できるサービスや居心地の良い「場」を提供することにより、これまで図書館を利用していなかった人も集い、そうした人々がまちを歩きかうことで、まちの新たな活力につなげます。

第 2 新図書館の運営方針

1. 新図書館に必要な機能とサービス（基本計画書第 5 章）

基本計画書第 5 章 新図書館に必要な機能とサービスについては、近年の情報化社会の進展や利用者のニーズの多様化・高度化への対応など、図書館に求められる機能やサービスは変化してきているため、まずは、事務局に近年の図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ、基本計画書の見直し案を示していただいた上で審議を行った。

その結果、次のとおりとしていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の 14～22 頁に該当

（1）第 1 節 基本的な考え方について

第 1 節 基本的な考え方については、新図書館の機能とサービスの方向性を大きく、「地域館としての機能」と「中央館としての機能」を持つエリアに分けて検討することを基本とすることが記載されている。

しかし、審議会においては、後の第 7 章でも議論となったが、地域館機能と中央館機能のエリア分けについては、今の時代、決してそのように分けることが良いとは思わないなどの意見が出された。結果として、それらの配置については、建物の概要によって左右されるため、今後、建物設計・蔵書の配置・人員配置を検討する中で、利用者にとって最も利用しやすいという観点から配置を検討するものとするとの結論となった。

（2）第 2 節～第 5 節について

第 2 節～第 5 節については、審議会では、基本計画書の見直し案に対し、個々の機能とサービスに対する意見は出されなかった。

しかし、図書館に求められる機能やサービスについては、常に変化していくものであるため、今回事務局が行った時点修正に限らず、常に既存のサービスを柔軟に見直しをし、時代に合ったサービスを提供することを目指すものとする。

なお、第 2 節～第 5 節については、「地域館としての機能」と「中央館としての機能」を持つエリアに分けることが前提となっているため、その配置が決定した後に、それに併せて必要な見直しをするものとする。

2. 新図書館の資料（基本計画書第6章）

基本計画書第6章 新図書館の資料収集目標については、次のとおりとしていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の23～24ページに該当

（1）新図書館の最大収容可能冊数

基本計画書に掲げられている蔵書計画では、新図書館の最大収容可能冊数は約60～70万冊となっているが、将来の人口推計に見合った規模（約50～60万冊）に見直すものとする。

なお、本審議会では、最大収容可能冊数を50～60万点とした場合の蔵書目標の内訳例を示すこととしたが、あくまで内訳例であり、今後、特色ある収集を図るほか、社会情勢の変化等に対応した収集を行うものとする。

【最大収容可能冊数を50～60万点とした場合の蔵書目標の内訳例】

	区分	蔵書の種類	冊・点・種
開架	地域館 機能	一般図書・参考図書	46,000～55,000冊
		児童図書	32,000～38,000冊
		ティーンズ	7,000～9,000冊
		雑誌	150～175種
		新聞	10紙
		視聴覚資料	18,000～21,000点
		障がい者サービス	2,000点
		小計	(85,000～102,000冊) + (20,000～23,000点) + (150～175種) + 10紙
	中央館 機能	専門図書	50,000～61,000冊
		地域・行政	11,000～13,000冊
		多言語図書	15,000～17,000冊
		雑誌	150～175種
		新聞	30紙
		小計	(76,000～91,000冊) + (150～175種) + 30紙
開架合計		(161,000～193,000冊) + (20,000～23,000点) + (300～350種) + 40紙	
閉架	地域館機能 中央館機能	上記各資料及び雑誌・新聞のバックナンバー含む	319,000～384,000冊
合計			500,000～600,000点 + (300～350種) + 40紙

(2) 資料保存計画(サイクル)

基本計画書に掲げられている「2 資料保存計画(サイクル)」に郷土資料など重要又は貴重な資料については、「小牧市立図書館所蔵資料の除籍に関する要綱」に基づき、利用頻度に関わらず、保存に努めていくという視点を加えるものとする。

(3) 図書購入

基本計画書に掲げられている年間購入冊数基準値は、約3万5千冊(約2万5千種)であるが、類似都市等と比較をしても、かなり大きな値であるため、適正な規模に見直すものとする。

また、図書の購入にあたっては、年間購入冊数を基準とするのではなく、常に新鮮で適切な資料構成を維持・充実させるために、継続的な図書購入費の確保に努めるものとする。

(4) 選書・除籍

選書・除籍にあたっては、管理運営形態に関わらず、一定の基準に基づき、館長をはじめ、司書資格を有する職員を中心に公立図書館にふさわしい中立かつ公平な立場に立って行うことを重視するものとする。

なお、選書においては、市民ニーズに応えるとともに出版文化を守ることがを矜持とし、出版数や貸出数に関わらず、公共図書館が収集・保存することが望ましい一般的・社会的に価値が高いと考えられる資料も選定し、市民に提供するものとする。

3. 図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成（基本計画書第8章）

基本計画書第8章 図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成については、利用者にとってより使いやすく便利な図書館を目指して、下記の8項目について設計段階で検討を重ねて導入を図るように努められたい。

また、下記項目以外についても、情報技術のめざましい進展に対応し、設計段階において最新機器等の導入に努められたい。

なお、各種コンピュータ及びシステムの整備にあたっては、本館だけでなく分館も含めてサービスの向上に努められたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の38～39頁に該当

1. Wi-fi 環境の整備によるサービスの向上

館内に Wi-Fi 環境を整備し、利用者がパソコンやタブレット、スマートフォン等を持ち込むことができるなど、より使いやすい図書館にします。

ただし、キーボードの操作音に対して他の利用者へ配慮し、使用できるスペースを制限します。

また、Wi-Fi 環境の整備にあたっては、有害サイト等から保護するセキュリティを設定し、インターネットを安全、安心に利用していただけるよう努めます。

2. 多言語検索手段の提供

館内 OPAC（蔵書検索機）等を多言語に対応したものとします。

3. 多様なデジタル資料の充実及び提供

- (1) 象山文庫をはじめ小牧市に関する地域資料のデジタル化を図ります。
- (2) 新聞記事データベースなど、インターネット上の有料データベースの提供（利用者は無料）を行います。
- (3) 国立国会図書館が提供している図書館向けデジタル化資料送信サービスなど外部のデータベース等の閲覧環境を整備します。
- (4) 電子書籍の貸出サービスの導入を検討します。

4. 自動貸出返却機の導入

利用者自身が迅速に貸出返却手続きを行えるようにするとともに、業務の効率化を図るため、RFID タグ（IC チップ）を活用し、自動貸出返却機の導入を検討します。

また、自動貸出返却機など、新しい設備の導入にあたっては、障がい者や高齢者にも利用しやすいものの導入を検討します。

5. レファレンス業務の充実

メールの活用で来館しなくてもレファレンスを受けられるようにします。問い合わせのためのデータベースを構築し、効率化を図ります。また過去のレファレンス事例や質問に対する回答をウェブで情報公開することで、レファレンスについての理解の進展と活用を広げていきます。

6. ホームページの充実

音声読上げ・文字拡大・配色変更等に対応し、高齢者や障がい者にもよりわかりやすくより使いやすいホームページづくりに努めます。

7. セキュリティの向上

現行セキュリティレベルの一層の向上を図ります。業務ネットワークと利用者ネットワークを分離することによってセキュリティの精度を高め、分館ネットワーク回線についてもセキュリティを確保し、より安全なシステム運営を目指します。自然災害や人的災害の予防策の導入を進めます。

8. システムを活用した選書及び除籍

各分野の貸出回数や蔵書回転率などを把握し、選書及び除籍時の参考データとして活用します。

4. 管理・運営（基本計画書第9章）

基本計画書第9章 管理運営については、次のとおりとしていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の40～41頁に該当

（1）管理運営形態

新図書館の管理運営形態については、先に掲げた基本方針を達成し、良質な市民サービスを提供することが重要であり、市が継続的に専門的知識を有し、責任を持って運営を行っていくことが望ましいため、市が主体的に運営するものとする。

なお、審議会においては、経費削減のみを目的とせず、今後も開館時間の延長など市民ニーズの多様化に応えることや、専門職員の確保などにより質の高いサービスを提供することを目的として、市直営を維持しつつ業務委託を活用することについて賛成の意見が多く出された。ただし、現行の業務委託の契約においては、民間の事務分担の割合が高いため、割合を見直すべきとの意見も出された。

一方、現行の業務委託は多様な市民ニーズ等に応えるため導入してきた経緯があるものの、委託業者が変更した場合のサービスの継続性の問題、市職員と委託スタッフの業務が分けられていることによる弊害などを懸念し、業務委託を含まない直営が良いとの指摘する意見も出された。

また、市民協働や民間事業者等との公民連携を図るべきとの意見や指定管理者制度についても否定すべきでないとの意見も出された。

（2）専門職員の育成

「基本方針4 時代の変化に対応できる図書館」に基づき、図書館職員としての専門的知識・技術を高める研修機会の確保に努め、定期的かつ継続的な職員研修を実施することにより、利用者へのサービス向上と期待に応えられる人材を育成するものとする。

（3）計画的な運営・管理

新図書館の供用開始までに、運営・管理に関する基本的な方針と事業計画を策定し、PDCAサイクルを意識して運営するものとする。

図書館は貸出冊数の多寡のみで評価されるものではなく、また、蔵書冊数以外にも、研究、調査、学習等様々な目的のために来館される方々もいることから、「目標貸出冊数」以外に、「来館者数」「市民の図書館に対する満足度」「新規登録者数」などを指標とするものとする。

また、年度ごとに利用者アンケートを実施し、業務の改善及びサービスの向上につなげるものとする。

第 3 新図書館の建設方針

基本計画書は小牧駅西 A 街区を建設位置とすることを前提に策定された計画であったため、第 7 章 新図書館の建設計画の審議にあたり、まずは、第 3 節 新図書館の位置と規模から審議を行うこととした。

1. 新図書館の建設位置と規模（基本計画書第 7 章第 3 節）

基本計画書第 7 章第 3 節 新図書館の建設位置と規模については、次のとおりとしていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の 33 頁に該当

（1）建設位置

新図書館の建設場所については、主に、①現図書館（改修＋増築、建替）、②A 街区新設、③ラピオ内改修の候補地が挙げられ、事務局から今後のまちづくりの考え方やラピオの経営方針の説明を受け、土地・建物の状況や概算建設費用、駐車場、閉館期間の項目からなる比較検討資料等により、議論を行った。

その結果、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの観点、交通利便性、ラピオとの相乗効果、まちの活性化などから、② A 街区新設が良いという意見が多数であった。しかし、一方では、建設場所としては、小牧山を眺望できるロケーションの良さなどから、① 現図書館（改修＋増築）が望ましいという意見や、えほん図書館との相乗効果や建設費を大きく抑制できることなどから、③ ラピオ内改修が望ましいという意見、また新たに④ 現図書館（改修＋増築）＋ラピオ内改修の併用が望ましいという意見も出された。

このため、審議会としては建設場所を A 街区と仮定し審議を進めた。

（2）図書館周辺施設

建設位置を A 街区とした場合、周辺の施設については、新図書館建設にあわせて歩専 1 号線の修景整備を図られたい。また、ペDESTリアンデッキは、活用の可否も含めて検討し、小牧駅、建設予定地、ラピオ間の歩行者動線を確保するものとする。しかし、一方では、市営小牧駅西駐車場を現行のまま利用できなくなることについて、懸念する意見も出された。

また、近年、図書館は文化や交流の拠点として、他の公共施設や民間施設との複合施設として整備される事例が多く見られる。このため、本市においては、建設予定地と隣接するラピオ内にえほん図書館や生涯学習機能等の公共施設が配置されていることから、事業費の縮小を図るためにも、これらを

一体的に捉え、連携することにより、市民の様々なニーズに対応できるサービスや場を提供するものとする。

(3) 規模

建設位置によらず、新図書館の規模については、基本計画書では 6,875 m² となっているが、必要な機能は確保する中で、各機能・各スペースのうち多用途に利用可能なものについては、あまり専用のスペースとして固定しないようにするなど、最大収容可能冊数の見直しや他の公共施設の状況等を踏まえて、できる限り延床面積の縮小に努めるものとする。

2. 新図書館の建設計画（基本計画書第7章第3節以外）

基本計画書第7章 新図書館の建設計画については、次のとおりとしていただきたい。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の25～37頁に該当

（1）建設計画の方針

基本計画書には、6つの建築計画の方針が掲げられているが、新図書館の建設にあたっては、新たに1つ方針を加え、次の7つの基本方針とする。

また、「基本方針5. まちの景観に調和したデザインの採用」に、外観の造りにより、図書館機能を損なうことのないようにするという視点を加えるものとする。

（建築計画の方針）

1. ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化
2. 耐震性の確保と災害時の対応
3. 環境への配慮、省資源・省エネルギー対応
4. ICT(Information and Communication Technology)化への対応

5. まちの景観に調和したデザインの採用【一部追加】

（ 外観の造りにより、図書館機能を損なうことのないようにします。 ）

6. 市民、利用者の活動が見えやすい計画

7. 施設の多様性・可変性への配慮【追加】

市民ニーズが高度化・多様化する中で、将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供が行うことができるような施設設計をする必要があります。

そのため、各機能・各スペースを、あまり専用のスペースとして固定せず、できる限り様々な用途にも使用できるようにする「施設の多様性」と将来の市民ニーズなどに対応できるように間取りの変更がしやすいような造りとする「施設の可変性」に配慮した設計とします。

（2）機能の配置計画に関する考え方

基本計画書には、新しい図書館をどのように整備していくのかを4つの視点から検討されているが、次の視点を加えるものとする。

「(1) 市民に愛着を持ってもらえる美しい建築」に、建物については、開放的で居心地の良い空間づくりを大切にするとともに、利用者もそこで働く職員も利用しやすい施設づくりを目指すという視点を加えるものとする。

「(3) 資料や情報との出会いを創出」に、レファレンスサービスを充実させるために専用のカウンターを設置するという視点を加えるものとする。

「(4) 利用者と職員との信頼関係の構築」に、図書館職員としての専門的知識・技術を高めるための研修もできる多目的会議室を設置するという視点を加えるものとする。

(3) 地域館機能と中央館機能の配置

基本計画書には、「地域館機能と中央館機能の分化」について記載されているが、審議会においては、多くの意見が出されたが、建物の概要によって左右されるため、地域館機能と中央館機能の配置については、今後、建物設計・蔵書の配置・人員配置を検討する中で、利用者にとって最も利用しやすいという観点から配置を検討するものとする。

(4) 各機能の配置計画

基本計画書には、「各機能の面積と配置計画」について記載されているが、各機能の具体的な規模や面積などについては、基本設計段階で各種基準をもとに、具体的に検討するものとする。

また、各機能・各スペースのうち多用途に利用可能なものについては、あまり専用のスペースとして固定しないようにするなど、最大収容可能冊数の見直しや他市施設の状況等を踏まえてできる限り延床面積の縮小に努めるよう設計段階で検討するものとする。

なお、審議会においては、各機能について次のような意見が出されたので、各機能の見直しを検討するものとする。

① 情報検索端末スペース

情報機器の発展やサービスの多様化に対応し、これまでの考え方にとらわれず、より利便性の高い端末機器の導入を検討するものとする。

② 一般図書開架・閲覧（地域館機能・中央館機能共通）

準備室を備えた貸出・返却及びレファレンスのカウンターを置き、レファレンスサービスが市民に浸透するようサインを工夫・整備し、気軽にレファレンスや読書相談ができる環境を整えるものとする。

③ 児童室

児童室は、「児童コーナー」と捉えていただき、オープンな形で考えるものとする。

児童コーナーの中にはおはなしコーナーを併設し、おはなし会がない時には、様々な使い方ができるように開閉が可能な間仕切りを設置するものとする。

ラピオのえほん図書館は、A 街区に新図書館を建設する場合であっても、子育て支援機能をもった施設として残すものとする。

図書館の児童コーナーは、えほん図書館の蔵書と重複している絵本については役割分担等を検討し、資料収集等の差別化を図るものとする。

④ 絵画コーナー

絵画コーナーの設置は取り止めるものとする。

⑤ ボランティア活動室

ボランティア活動室は、固定した専用の部屋ではなく多目的会議室を優先的に利用していただくことで、施設の有効利用を図るものとするが、設計段階において、ボランティアの方たちの意見を聴き、活動場所について十分に配慮するものとする。

⑥ 専門図書開架・閲覧（中央館機能）

調査研究や調べ物ができる研究スペースや学習援助スペースを設けるなど、利用者の様々なニーズに対応できる配置とするものとする。

館内に Wi-Fi 環境を整備し、利用者がパソコンやタブレット、スマートフォン等の持ち込むことが可能なスペースを、できる限り広くとるものとする。

⑦ 学習援助スペース

「オ 学習援助スペース」に「学習室」を明記するものとする。

また、夏休み期間など多くの利用者が見込まれる場合は多目的会議室を学習室として利用するなど、柔軟な利用形態を検討するものとする。

⑧ バックヤード機能

「ウ 事務作業スペース」については、地域館と中央館の事務にわけのではなく、各図書館業務の意思疎通を行うための事務室と円滑な業務処理を行うための各作業スペースをそれぞれ確保するものとする。

⑨ 利用者利便機能（追加）

図書館利用者が長時間にわたり図書館を利用できるよう、飲食コーナーに自動販売機等を設備し、食事を快適にとれる憩いの場となるスペースを用意するほか、喫茶店などの導入を検討するものとする。

なお、喫茶店の導入については隣接するラピオにすでにあることや、多くの子どもが使う施設であることから図書館に有料施設を導入することについて慎重な検討を求める意見も出された。

また、書店やコンビニエンスストア、図書館に隣接するステージの設置などの意見も出された。

(5) 駐車場及び駐輪場整備に関する考え方

基本計画書には、「駐車場と駐輪場の台数」について検討されているが、基本計画書策定当時から、将来人口推計の下方修正されていることなどから、次のとおり駐車場台数の算定を見直すものとする。

① 駐車場

駐車場の必要台数については、基本計画書では約 160 台必要とされているが、次の 3 つの算出方法からは、130～150 台と想定されるため、再考するものとする。

- (ア) 来館者数に比例して、駐車場台数を増やした場合：138 台
- (イ) 将来推計人口を 16 万人から 14 万人に修正した場合：141 台
- (ウ) 想定来館者数 37.5 万人から算出した場合：143 台

なお、駐車場の整備にあたっては、~~建設予定地が駅前という立地を考慮~~
建設位置を A 街区とした場合、駅周辺の市営駐車場の活用を図る中で、新図書館の建設規模や建設コスト等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討するものとする。

② 駐輪場

駐輪場については、基本計画書では 240 台以上必要とされているが、駐車場と同様に算出し直すと、目標値としては 210 台以上となることから、再考するものとする。

(6) 図書館家具・サインに関する考え方

基本計画書には、「図書館家具・サインに関する考え方」について記載されているが、審議会において、「1 書架」について次の意見が出されたため、基本設計段階及び運営検討段階で具体的に検討するものとする。

(意見)

- ・ 閉架書庫など職員の目が届かないところのセキュリティ対策をすべき。
- ・ 防災対策として、本の落下対策や避難誘導のマニュアルを策定しておくべきものとする。

3. 開館までの準備（基本計画書第 10 章）

現在の小牧市立図書館については、建設から約 40 年近くが経過し、施設の老朽化・狭隘化、高齢者や障がい者が使いにくい構造上の問題があり、また I C T など時代のニーズに対応した図書館サービスを十分に提供できていない状況にある。そのため、早期に市民に施設・サービスが充実した新図書館を利用していただけるよう進めていただきたい。

また、本答申後、アンケートを行い、建設方針を決定すべきという意見も出された。

※参考資料 基本計画書（新小牧市立図書館建設審議会検討版）の 42 頁に該当

4. 事業費

本審議会においては、市の政策、施策、財政の状況等に関わりなく、小牧市にとってふさわしい図書館という視点から審議を進めたことから、委員からは、新たに導入してほしいという機能やサービスについての意見が多く出された。しかし、一方では、多くの委員から事業費の縮減を求める意見が出された。

こうしたことから、図書館本来の機能の維持を原則としつつも、建物の規模、構造、機能を固める基本設計段階において、コストについてしっかり確認しながら、決定していただきたい。

なお、その際は、建設事業費だけではなく、建物の規模に応じて変動する維持管理費等にも十分配慮していただきたい。

新小牧市立図書館建設審議会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日

(平成28年4月1日時点)

区 分	氏 名	備 考
学識経験を有する者	伊藤 健次	名古屋経済大学名誉教授
	内野 安彦	常磐大学非常勤講師
	浦部 幹資	愛知淑徳大学非常勤講師
	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
	横山 幸司	滋賀大学社会連携研究センター教授
市の区域内の公共的団体に属する者	稲垣 喜久治	(社福) 小牧市社会福祉協議会 会長
	成瀬 哲夫	小牧商工会議所 会頭
	秦野 利基	(特非) こまき市民活動ネットワーク 代表理事
	林 和子	小牧市女性の会 会長
	堀井 佳季	(一社) 小牧青年会議所 理事長
社会教育の関係者	森澤 洋美	小牧市社会教育委員
小牧市立図書館協議会委員	唐松 健夫	小牧市立図書館協議会 副会長
市内に在住する者で、図書館に関心のあるもの	猪口 里加	一般公募者
	奥村 理恵	一般公募者
	郷治 裕子	一般公募者
	原 正行	一般公募者
	松田 敏弘	一般公募者
	柳 理恵	一般公募者
教育委員会が特に必要と認める者	水野 恵子	図書館ボランティア
	鈴木 恵美子	障がい者ボランティア
	渡辺 育代	小牧の図書館を考える会 共同代表